



## 第6章 計画の推進にあたって

- 1 各主体の役割と取り組み体制
- 2 進行管理



## 第6章 計画の推進にあたって

### 1 各主体の役割と取り組み体制

本市の緑を取り巻く社会動向は、環境問題や災害、人口・世帯構造の変化・超高齢化の進展等によって、人々や地域のニーズ・価値観は多様化し、厳しい財政運営の状況にあるなど変化し続けています。

このような状況において、基本理念「緑が十人十色に<sup>そま</sup>るまち 青梅」の実現に向けて、本計画を推進していくため、まずは行政（市）が施策を着実に進める必要があります。さらに、行政だけでは解決できない課題への対応や、重点プロジェクトおよび個別施策を円滑に実施するため、行政だけでなく市民、事業者・市民活動団体等で構成する「青梅市みどりの推進委員会（仮称）」の設置を目指します。

また、各主体が連携した体制づくりや行政内の推進体制の強化により、市民や事業者・市民活動団体等との協働を図るとともに、東京都や近隣自治体などの行政界を越えた広域的な連携にも配慮します。

#### 1) 各主体の役割

本市では、行政と市民、事業者・市民活動団体等とは、以下のような役割分担で本計画を推進していきます。

##### 【市民】

- ・本計画における「市民」とは、本市内に居住する人たちに加えて、本市に来訪し、青梅を良くしてくださる人たちも含んでいます。
- ・住んでいる地域や市全体の緑と緑に関わる取り組みに関心を持ち、個人の庭や農地、プランターの緑を、制度等を活用しながら充実させるとともに、道路や公園緑地等の公共空間の緑化や手入れ、公園緑地等の改修などの取り組みに積極的に参加・協力することが望まれます。
- ・森林の手入れや保全活動、自然体験、開花に合わせた季節の祭事等、緑に関する活動・イベントに参加し、緑の役割や重要性、そして「杣」に関する知識を身につけるとともに、緑の魅力、ふれあうことの楽しさを実感することで、青梅の「杣」に愛着を持ち、この「杣」を次世代へと継承していくことが大切です。

##### 【事業者・市民活動団体等】

- ・本計画における「事業者・市民活動団体等」とは、本市内において事業を行っている企業に加え、本市内において緑に関する活動を行っている企業およびNPOや自治会、ボランティア団体なども含んでいます。
- ・事業や活動を行っている地域や市全体の緑を取り巻く環境と緑に関わる取り組みに配慮しながら、事業や活動を進める必要があります。
- ・特に、本市内で事業を行っている企業は、敷地内の緑化や開発地への緑の配置を、制度等を活用しながら取り組むとともに、周辺地域の緑に関する取り組みに積極的に参加・協力することが望まれます。
- ・主催する活動やイベント、研修等において、緑の役割や重要性、そして「杣」に関する知識を周知するとともに、参加者に緑の魅力、ふれあうことの楽しさを実感してもらい、青梅の「杣」に愛着を持ってもらうことで、この「杣」を次世代へと継承していくことが大切です。

## 【行政】

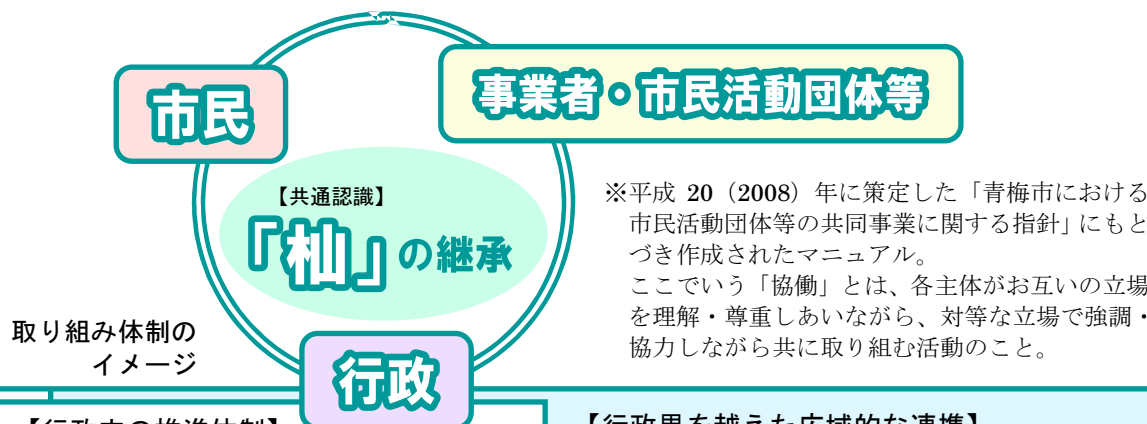
- 本市の緑のまちづくりの先導役として、本計画の内容についての周知を図るとともに、説明会やパブリック・コメント等を通じて市民や事業者・市民活動団体等の意向を把握しながら、公園緑地等の改修や公共公益施設の緑化、民有地の緑の保全と緑化を促す制度等の充実をはじめとした施策を着実に推進します。
- 市民、事業者・市民活動団体等の緑に関する取り組みに対し、情報提供や支援を行うとともに、各主体が連携した取り組みにおいては、各主体の橋渡し役を担い、リーダーシップを発揮していきます。
- 本市の広報・ホームページや主催する活動・イベント等において、緑の役割や重要性、そして「杣」に関する知識を周知するとともに、市民と事業者・市民活動団体等に緑の魅力、ふれあうことの楽しさを実感してもらい、青梅の「杣」に愛着を持ってもらうことで、この「杣」を次世代へと継承していきます。

## 2) 取り組み体制

本市では、以下のような取り組み体制で本計画を推進していきます。

## 【各主体の連携】

- 行政、市民、事業者・市民活動団体等で構成する「青梅市みどりの推進委員会（仮称）」の設置の検討
- 「第6次青梅市総合長期計画（平成25年）」の施策連動型のしくみ「ぷらっとフォーム」を活用し、緑のまちづくりをテーマとした推進体制の構築
- 「おうめ協働ナビ\*（平成23年）～青梅市協働実践マニュアル（市民・行政編）～」を活用した市民と市民団体等との協働による取り組みの推進
- ボランティア団体、NPO、企業、自治会、学校などのさまざまな主体の連携による「青梅の森」での取り組みの推進（詳細は77頁参照）



## 【行政内の推進体制】

- 関連部署による全庁的な組織「青梅市みどりの連絡委員会」を常設し、緑地保全と緑化推進の施策を実施
- 各課を越えた横断的な調整や相互連携の強化を図り、重点プロジェクトの推進に向けた協議・検討や情報交換・共有を行うなど、関連部署の連携・協力体制を構築

## 【行政界を越えた広域的な連携】

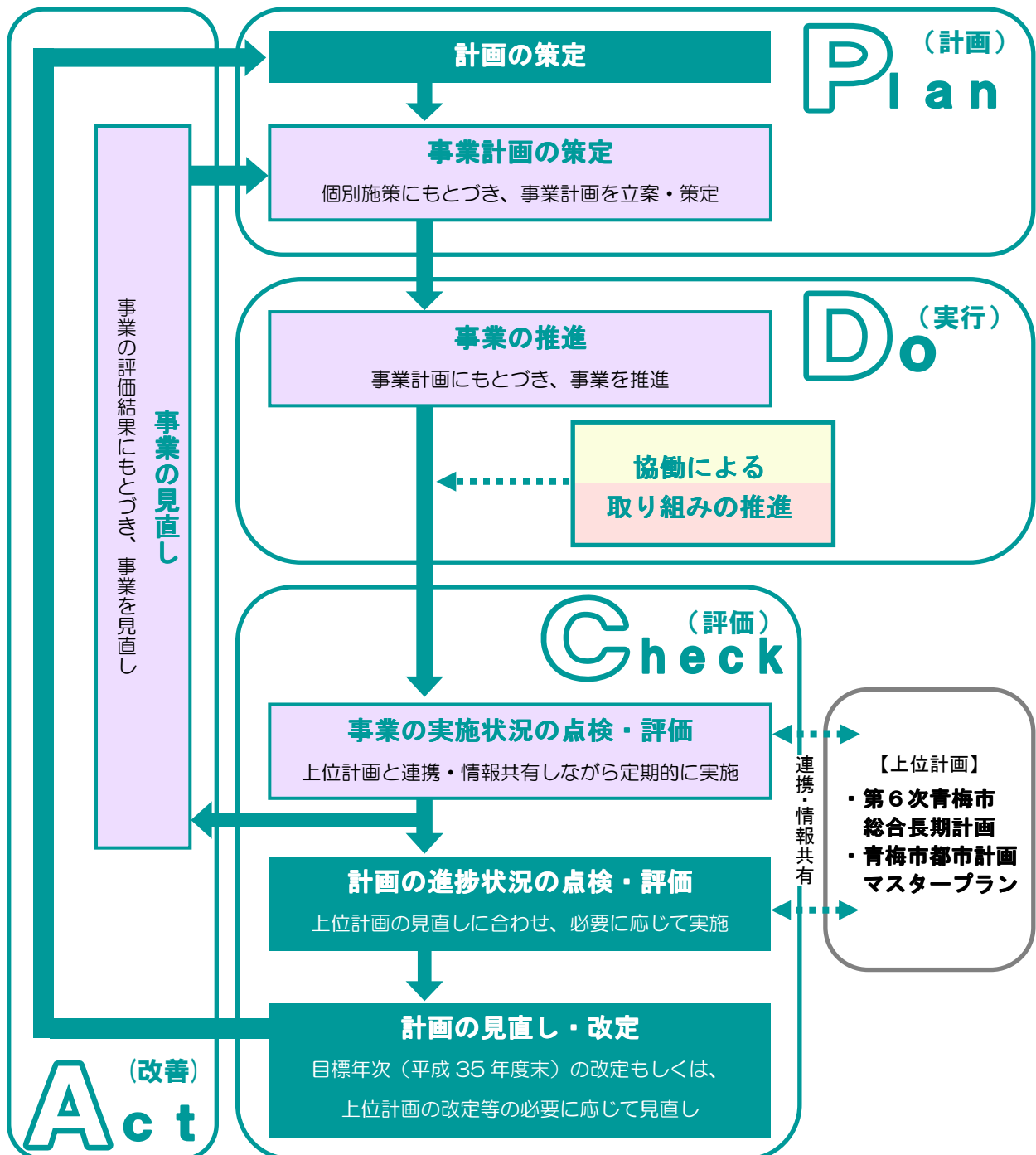
- 東京都や近隣自治体との連携による「緑確保の総合的な推進（平成22年）」や「崖線の緑を保全するためのガイドライン（平成24年）」に沿った、広域的な緑のネットワークを形成している丘陵地や崖線の緑の保全に向けた行政界を越えた取り組みの推進
- 多摩川水系や荒川水系の河川において、自然環境への配慮や治水整備、散策路整備等に向けた管理者である国や東京都への協議と要請

## 2 進行管理

本計画の推進にあたっては、本計画および各施策の定期的な進行管理を継続して行うことが重要です。このため本計画では、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のサイクルで進行管理を行います。

また、各個別施策から派生する事業の評価については、上位計画である「第6次青梅市長期総合計画」や「青梅市都市計画マスタープラン」にもとづく事業の進捗評価と連携・情報共有をしながら、緑のまちづくりに関わる分野の事業の定期的な評価や見直し等を行います。

さらに、計画全体の評価や見直し等においては、計画期間が長期にわたることから、社会経済状況の変化や市民意識の変化、上位計画の見直しに合わせて、必要に応じた計画の見直し・改定を行います。



進行管理の流れ